

# 発注関係事務の運用に関する指針

## （解説資料）

令和 7 年 3 月 31 日

公共工事の品質確保の促進に関する  
関係省庁連絡会議 事務局  
（国土交通省）



# 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 運用指針の概要及び策定経緯              | 1  |
| Ⅰ. 品確法改正について               | 3  |
| (1) 品確法改正の概要               | 4  |
| (2) 品確法における運用指針に関する規定      | 8  |
| Ⅱ. 運用指針の概要について             | 9  |
| (1) 運用指針の全体構成              | 10 |
| (2) 運用指針の主なポイント            | 11 |
| Ⅲ. 運用指針の策定経緯について           | 14 |
| (1) 発注関係事務の運用に関する指針改定の経緯   | 15 |
| (2) 意見提出のあった団体数、意見数        | 16 |
| (3) 頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等） | 18 |

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 運用指針の解説                         | i        |
| I. 本指針の位置付けについて                 | I - 1    |
| II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項    | II - 1   |
| 1. 工事                           | II - 6   |
| 1-1 工事発注準備段階                    | II - 6   |
| 1-2 工事入札契約段階                    | II - 38  |
| 1-3 工事施工段階                      | II - 106 |
| 1-4 工事完成後                       | II - 140 |
| 1-5 その他                         | II - 144 |
| 2. 測量、調査及び設計                    | II - 148 |
| 2-1 業務発注準備段階                    | II - 148 |
| 2-2 業務入札契約段階                    | II - 166 |
| 2-3 業務履行段階                      | II - 212 |
| 2-4 業務完了後                       | II - 226 |
| 2-5 その他                         | II - 230 |
| 3. 発注体制の強化等                     | II - 232 |
| 3-1 発注体制の整備等                    | II - 232 |
| 3-2 発注者間の連携強化                   | II - 238 |
| III. 災害時における対応                  | III - 1  |
| 1. 工事                           | III - 2  |
| 1-1 災害時における入札契約方式の選定            | III - 2  |
| 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置     | III - 16 |
| 2. 測量、調査及び設計                    | III - 34 |
| 2-1 災害時における入札契約方式の選定            | III - 34 |
| 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置     | III - 40 |
| 3. 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携 | III - 52 |

|                                                          |        |
|----------------------------------------------------------|--------|
| IV. 多様な入札契約方式の選択・活用 .....                                | IV－ 1  |
| 1. 工事 .....                                              | IV－ 1  |
| 1－1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 .....                          | IV－ 1  |
| 1－2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に<br>配慮した入札契約方式の活用の例 ..... | IV－ 37 |
| 2. 測量、調査及び設計 .....                                       | IV－ 52 |
| 2－1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 .....                          | IV－ 52 |
| 2－2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に<br>配慮した入札契約方式の活用の例 ..... | IV－ 76 |
| V. 技術開発の推進及び新技術の活用 .....                                 | III－ 1 |
| VI. その他配慮すべき事項 .....                                     | V－ 1   |
| 1. 受注者等の責務 .....                                         | V－ 1   |
| 2. 担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組 .....                           | V－ 1   |
| 3. その他 .....                                             | V－ 1   |

# 運用指針の概要及び策定経緯



## **Ⅰ．品確法改正について**

## （１）品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月に公布、同年 4 月 1 日より施行された。

その後、建設産業においては、建設投資の急激な減少や受注競争の激化により、いわゆるダンピング受注などが生じ、建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、さらには、建設生産を支える技術・技能が継承されないという深刻な問題が発生していた。そして、既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されていた。

また、公共工事の発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部の発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのではないかと懸念も生じていた。

これらの課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、密接に関連する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正と併せて、平成 26 年 6 月 4 日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 5 号）が公布、施行された（衆議院・参議院ともに全会一致で成立）。

平成 26 年度の品確法改正以降、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となってきた。また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となった。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、密接に関連する入札契約適正化法及び建設業法等の改正と併せて令和元年 6 月 14 日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）が公布、施行された（衆議院・参議院ともに全会一致で成立）。

しかしながら、厳しい就労条件を背景に若い世代の入職・定着が進まず、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務となっている。

これらの課題に対応し、建設業が「地域の守り手」としての役割を将来にわたって果たし続けられるようにするため、公共工事からその担い手の確保に向けた対策を強化すべく、入札契約適正化法、建設業法、測量法を併せて改正する公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第 54 号）が、令和 6 年 6 月 12 日に成立し、同 19 日に公布・施行された。

(品確法と建設業法、入札契約適正化法等の一体的改正について)

### 第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

| インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、<br><b>担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化</b> を目的に、 <b>担い手3法を改正</b> |                                                                                          |                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担い手確保                                                                                             | 議員立法<br>公共工事品質確保法等の改正                                                                    | 政府提出<br>建設業法・公共工事入札適正化法の改正                                                                                                                                      |
|                                                                                                   | <b>処遇改善</b><br>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策<br>●能力に応じた処遇<br>●多様な人材の雇用管理の改善                         | ●標準労務費の確保と行き渡り<br>●建設業者による処遇確保                                                                                                                                  |
|                                                                                                   | <b>価格転嫁<br/>(労務費への<br/>しわ寄せ防止)</b><br>●スライド条項の適切な活用(変更契約)                                | ●資材高騰分等の転嫁円滑化<br>- 契約書記載事項<br>- 受注者の申出、誠実協議                                                                                                                     |
| 生産性<br>向上                                                                                         | <b>働き方改革<br/>・環境整備</b><br>●休日確保の促進 ●学校との連携・広報<br>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格<br>●測量資格の柔軟化【測量法改正】 | ●工期ダンピング防止の強化<br>●工期変更の円滑化                                                                                                                                      |
|                                                                                                   | <b>生産性<br/>向上</b><br>●ICT活用(データ活用・データ引継ぎ)<br>●新技術の予定価格への反映・活用<br>●技術開発の推進                | ●ICT指針、現場管理の効率化<br>●現場技術者の配置合理化                                                                                                                                 |
| 地域に<br>おける<br>対応力強化                                                                               | <b>地域<br/>建設業等<br/>の維持</b><br>●適切な入札条件等による発注<br>●災害対応力の強化(JV方式・労災保険加入)                   | <b>(参考)</b><br>◇ <b>公共工事品質確保法等の改正</b><br>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進(トップアップ)<br>・誘導的手法(理念、責務規定)<br>◇ <b>建設業法・公共工事入札適正化法の改正</b><br>・民間工事を含め最低ルールの上上げ(ボトムアップ)<br>・規制的手法など |
|                                                                                                   | <b>公共発注<br/>体制強化</b><br>●発注担当職員の育成<br>●広域的な維持管理<br>●国からの助言・勧告【入契法改正】                     |                                                                                                                                                                 |

品確法の主な改正のポイントは以下のとおりである。

#### (i) 災害時の緊急対応の充実強化

- 基本理念(第3条第7項)に、公共工事の品質は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならないことを規定。
- 発注者等の責務(第7条第1項、第4項)に、以下を規定。
  - ・ 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
  - ・ 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者感の連携
  - ・ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

#### (ii) 働き方改革への対応

- 基本理念(第3条第8項)に、公共工事の品質は、公正な契約の締結、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならないことを規定。

- 発注者等の責務（第7条第1項）に、以下を規定。
  - ・ 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期等の設定
  - ・ 公共工事等の実施の時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期等の設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
  - ・ 設計図書の変更に伴い工期等が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
- 受注者等の責務（第8条第2項）に、適正な額の請負代金・工期等での下請契約の締結を規定。

(iii) 生産性向上への取組

- 基本理念（第3条第1項）に、公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならないことを規定。
- 発注者等の責務（第7条第1項）に、情報通信技術の活用等を規定。
- 受注者等の責務（第8条第3項）に、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定。

(iv) 調査・設計の品質確保

【定義（第2条第2項）】

- 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について、広く本法律の対象として位置付け。
- 基本理念（第3条第1項）に、公共工事の品質は、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならないことを規定。

(v) その他

【発注体制の整備】

- 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等（第21条第4項）に、以下を規定。
  - ・ 発注者の責務として発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備を規定
  - ・ 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等を規定

【工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用】

- 基本理念（第3条第5項）に、工事等に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用を規定。

## 【公共工事の目的物の適切な維持管理】

- 発注者等の責務（第7条第5項）に、公共工事の目的物の適切な維持管理を規定。

## （公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要）

| 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 背景・必要性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正                                                                                                                                                                                                                                        |
| インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 担い手確保<br>働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 地域建設業等の維持<br>適切な入札条件での発注、災害対応力の強化                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 生産性向上<br>新技術の活用促進、技術開発推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 公共工事等の発注体制の強化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| これらの課題に対し、 <b>公共工事から取組を加速化・牽引</b> することで、 <b>将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 改正の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善</b><br><b>休日の確保の推進</b> （基本理念・国・地方公共団体・受注者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施</li> <li>・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進</li> </ul> <b>処遇改善の推進</b> （国・発注者・受注者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施</li> <li>・能力に応じた適切な処遇の確保</li> <li>・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止<br/>※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更</li> </ul> <b>担い手確保のための環境整備</b> （国・地方公共団体・受注者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施<br/>※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保</li> <li>・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動</li> <li>・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討</li> </ul> | <b>2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備</b><br><b>適切な入札条件等での発注の推進</b> （発注者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等</li> </ul> <b>災害対応力の強化</b> （受注者・発注者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応経験者による被害把握</li> <li>・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等</li> <li>・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映</li> </ul> |
| <b>4. 公共工事の発注体制の強化</b><br><b>発注者への支援充実</b> （国・地方公共団体） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言</li> <li>・維持管理を広域的に行うための連携体制構築</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>3. 新技術の活用等による生産性向上</b><br><b>新技術の活用・脱炭素化の促進</b> （基本理念・発注者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）</li> <li>・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映</li> </ul> <b>技術開発の推進</b> （国） <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進</li> </ul>                          |
| <b>測量業の担い手確保</b> ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>入札契約の適正化に係る実効確保</b> （国） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加</li> <li>・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## (2) 品確法における運用指針に関する規定

品確法第24条において、国は、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）を定めることが規定された。

### 【品確法第24条における運用指針の規定】

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十四条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年3月・令和6年6月一部改正)

また、品確法に基づき、政府が作成する公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）についても（令和6年12月13日閣議決定）、国が、運用指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについての定期的な調査を実施し、その結果を公表することが規定されている。

### 【基本方針に規定される定期的な調査の実施】

第2 12 施策の進め方

このため、国は、法第3条の基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(令和6年12月閣議決定)

## **II. 運用指針の概要について**

## (1) 運用指針の全体構成

運用指針の関係資料は、「指針本文」、「解説資料」及び「その他要領」により構成される。

「指針本文」は、品確法第24条の規定に基づき各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、国により作成されるものである。また、国は基本方針に基づき、各発注者における発注関係事務の実施状況について、定期的に調査を行うこととされている。

「解説資料」は、指針本文の理解・活用の促進とともに、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局（国土交通省）が作成するものであり、機動的に見直しを行うものである。

「その他要領」は、「解説資料」と同様に、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、必要に応じて各省庁により作成されるものであり、機動的に見直しが行われるものである。

### (運用指針の全体構成について)

| 資料     | 策定者                            | 法令上の位置付け                                                  | 作成目的                                                                   | 内容                                                          |
|--------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ①指針本文  | 国<br>〔関係省庁<br>申合せ〕             | 品確法(第22条)<br>及び<br>基本方針<br>(閣議決定)                         | ・発注者の支援<br>〔発注関係事務の実施状況について、<br>定期的に調査(結果はとりまとめ公表)〕                    | ・入札及び契約の方法の選択<br>その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用                   |
| ②解説資料  | 関係省庁<br>連絡会議<br>事務局<br>(国土交通省) | 「①指針本文」に<br>位置付け<br>各発注者が適宜参照<br>↓<br>発注関係事務の<br>適切な実施に努力 | ・指針本文の理解・活用の促進<br>・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする<br>(内容については、機動的に見直し) | ・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説<br>・取組事項について実務面での参考となる事項 |
| ③その他要領 | 各省庁<br>〔必要に応じて<br>適宜策定〕        | 「①指針本文」に<br>位置付け<br>各発注者が適宜参照<br>↓<br>発注関係事務の<br>適切な実施に努力 | ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする<br>(内容については、機動的に見直し)                   | ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項                           |

## (2) 運用指針の主なポイント

運用指針の内容は発注関係事務全般について多岐にわたるものであるが、主なポイントを、「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」について工事・業務別に整理すると以下のとおりである。

### ① 「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」と工事・業務の対応

|           | 工事                                                                                                                                                                | 測量、調査及び設計                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必ず実施すべき事項 | ①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】<br>②予定価格の適正な設定<br>③歩切りの根拠<br>④適正な工期設定<br>⑤施工時期の平準化【内容充実】<br>⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等<br>⑦適切な設計変更<br>⑧スライド条項の設定等【新】 等                | ①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】<br>②予定価格の適正な設定<br>③適正な履行期間の設定<br>④履行期間の平準化【内容充実】<br>⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等<br>⑥適切な設計変更 等 |
| 実施に努める事項  | ①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】<br>②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】<br>③工事中の施工状況の確認<br>④週休2日の質の向上【新】<br>⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】<br>⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】<br>⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等 | ①情報通信技術を活用した生産性向上<br>②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用<br>③履行状況の確認<br>④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】<br>⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】 等           |
| 災害対応      | ①随意契約等の適切な入札契約方式の活用<br>②現地の状況等を踏まえた積算の導入<br>③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】<br>④共同企業体等の活用【内容充実】                                                                           | ⑤工事・業務の一時中止【新】<br>⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】 等                                                                           |

### ② 「必ず実施すべき事項（工事）」

| 必ず実施すべき事項(工事)                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】</b><br>地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う。                                 | <b>⑤ 施工時期の平準化【内容充実】</b><br>発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。その際、工事の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。<br>・中長期的な工事の発注見通しについて、地域ブロック単位等で統合して公表する。<br>・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。 |
| <b>② 予定価格の適正な設定</b><br>予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。また週休2日の確保の重要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等を含め、必要となる経費を適正に計上する。                                                         | <b>⑥ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</b><br>ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。                                                                                                         |
| <b>③ 歩切りの根拠</b><br>歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。                                                                                                                        | <b>⑦ 適切な設計変更</b><br>設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。                                                                                                                    |
| <b>④ 適正な工期設定</b><br>工期の設定に当たっては、工期に関する基準に基づき、工事の内容、時間外労働基準の遵守、規模、方法、施工体制、自然条件、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。 | <b>⑧ スライド条項の設定等【新】</b><br>賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不当となった場合に、発注者又は受注者からの請求により請負代金額の変更が可能となる条項を工事請負契約書に規定するとともに、変更後の請負代金額の算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定する。                                                                 |

### ③「実施に努める事項（工事）」

#### 実施に努める事項(工事)

##### ① 情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】

BIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や書類作成業務の簡素化を図るよう努める。

さらに、生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階において情報通信技術を積極的に活用し、電子入札システムの導入や地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携、電子納品のオンライン化等の推進に努めるとともに、生産性向上に資する技術についても積極的に活用するよう努める。

##### ② 「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】

工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める。新たな資材の活用が価格のみを理由に妨げられないよう配慮する。

##### ③ 工事中の施工状況の確認

受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

##### ④ 週休2日の質の向上【新】

地域における建設業の担い手を中長期的に確保するためには、他産業と遜色のない休日取得ができる労働環境確保のため、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工上件に考慮しつつ、その取組の質の向上に努める。

##### ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスを推進する。設計変更の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

##### ⑥ 維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】

地方公共団体において、維持管理のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るために、広域的・分野横断的な維持管理を行う際には、周辺の市町村や都道府県等との発注者間の連携や、同一地方公共団体内部において異なるインフラを管理する関係部署間の連携を図るなど、必要な連携体制の構築に努める。

##### ⑦ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】

公共工事に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性等からみて、当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、過去に発注した同一の内容の工事について特定の二者を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは、地域における建設業の担い手確保のため、参加者確認型随意契約方式の活用が考えられる。

### ④「必ず実施すべき事項（業務）」

#### 必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計)

##### ① 地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事の発注時期を考慮し、また地域における担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や業務内容等を適切に設定し、業務の計画的な発注を行う。

##### ② 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

##### ③ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働基準の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

##### ④ 履行期間の平準化【内容充実】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。その際、業務の実施を担当する部局のみならず、入札契約を担当する部局、財政を担当する部局等の相互の緊密な連携を図る。  
・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

##### ⑤ 低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

##### ⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

## ⑤「実施に努める事項（業務）」

### 実施に努める事項(測量、調査及び設計)

#### ① 情報通信技術を活用した生産性向上

**BIM/CIMの適用や情報共有システム、その他情報通信技術の活用等**により、事業全体におけるデータの引継ぎと受発注者間の共有の円滑化及び効率的な活用や**書類作成業務の簡素化を図るよう努める。**

さらに、**生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革**を進めるため、各段階において**情報通信技術を積極的に活用し**、電子入札システムの導入や地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携、電子納品のオンライン化等の推進に努めるとともに、**生産性向上に資する技術についても積極的に活用**するよう努める。

#### ② プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

#### ③ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、**条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

#### ④ 受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】

**業務を円滑かつ効率的に進めるため**、受発注者間における仕事の進め方として、**ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスを推進**する。

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

#### ⑤ 参加者確認型随意契約方式の活用【新】

**業務に必要な技術、設備もしくは体制又は地域特性**等からみて、**当該地域において受注者になろうとする者が極めて限られており**、過去に発注した同一の内容の業務について特定の一人を除いて競争参加者がいない状況が継続しているなど、**当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれるときは**、地域における担い手確保のため、**参加者確認型随意契約方式の活用**が考えられる。

## ⑥「災害対応（工事・業務）」

### 災害対応(工事・業務)

#### ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

**災害時の入札契約方式の選定**に当たっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

#### ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。

#### ③ 労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】

災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、**会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて**必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について**第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料**についても必要に応じて的確に積算に反映する。

#### ④ 共同企業体等の活用【内容充実】

**不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保**されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、**災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用**するよう努める。

#### ⑤ 工事・業務の一時中止【新】

災害発生時には、**工事目的物等に損害が生じ、又は工事現場の状態が変動したこと等により工事を施工できない事態の発生が想定される**。また、被災地域では当面、**災害復旧対策を優先**して行うことが必要となる。そのため、災害発生時においては、その時点で**施工中の工事に係る一時中止措置**に関し、適切に取り扱う。

#### ⑥ 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】

**被災状況の迅速な把握**及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、**公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者を活用**するよう努める。

### **Ⅲ．運用指針の策定経緯について**

## (1) 発注関係事務の運用に関する指針改正の経緯

運用指針は、品確法第24条において、「国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする」と規定されている。

このため、その改正に当たり、地方公共団体及び建設業団体等に対して地方整備局等を通じての文書による意見提出を2回依頼し、地方公共団体及び建設業団体等からそれぞれ延べ約1,380件、約660件の意見が提出された。

また、学識経験者に対しては、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（座長：小澤一雅政策研究大学院大学教授）を2回開催し（令和6年9月2日、令和6年12月6日）、意見を聴いた。

関係者からの意見聴取と並行して、関係省庁間の調整を進め、令和6年10月23日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、運用指針の策定に向けた取組や検討の状況を確認し、令和7年2月3日に開催された同会議において、運用指針を申し合わせた。

### (運用指針策定の改正の経緯)

#### R6.6.12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 地域発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催  
・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

#### R6.8.21 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月26日～9月27日 運用指針改正骨子(案)への意見照会  
・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

#### R6.10.23 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

10月～11月 地域発注者協議会の開催  
・地方公共団体等に対し、運用指針改正(案)の説明

11月13日～12月3日 運用指針改正(案)への意見照会  
・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

#### R6.12.13 基本方針閣議決定

#### R7.2.3 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ

## (2) 意見提出のあった団体数、意見数

### 第1回（改正骨子案について）の意見提出

#### ■ スケジュール

令和6年8月26日：依頼文書発出      9月27日：提出期限

#### ■ 意見提出のあった団体数

##### <関係省庁>

・関係省      5 団体

##### <地方公共団体>

|          |       |   |          |
|----------|-------|---|----------|
| ・都道府県    | 21 団体 | } | 計 125 団体 |
| ・政令指定都市  | 6 団体  |   |          |
| ・市区町村    | 98 団体 |   |          |
| ・独立行政法人等 | 1 団体  |   |          |

##### <建設業団体等>

・建設業団体等      104 団体

#### ■ 意見数

##### <関係省庁>

・関係省      23 件

##### <地方公共団体>

|          |       |   |         |
|----------|-------|---|---------|
| ・都道府県    | 125 件 | } | 計 317 件 |
| ・政令指定都市  | 14 件  |   |         |
| ・市区町村    | 178 件 |   |         |
| ・独立行政法人等 | 1 件   |   |         |

##### <建設業団体等>

・建設業団体等      1,040 件

### 第2回（改正案について）の意見提出

#### ■ スケジュール

令和6年11月13日：依頼文書発出      12月3日：提出期限

#### ■ 意見提出のあった団体数

##### <関係省庁>

・関係省      3 団体

##### <地方公共団体>

|          |        |   |          |
|----------|--------|---|----------|
| ・都道府県    | 18 団体  | } | 計 304 団体 |
| ・政令指定都市  | 6 団体   |   |          |
| ・市区町村    | 280 団体 |   |          |
| ・独立行政法人等 | 0 団体   |   |          |

##### <建設業団体等>

・建設業団体等      55 団体

■ 意見数

< 関係省庁 >

・ 関係省 7 件

< 地方公共団体 >

・ 都道府県 61 件

・ 政令指定都市 9 件

・ 市区町村 321 件

・ 独立行政法人等 0 件

} 計 391 件

< 建設業団体等 >

・ 建設業団体等 261 件

### （３）頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等）

第２回（改正案について）の地方公共団体及び建設業団体等から提出された意見の内訳については以下のとおりである。

#### ①章レベルでの意見の分布状況

- ・都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、「Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する提出意見が 70～80%程度を占めている。
- ・都道府県・政令市と建設業団体等は、「Ⅲ．災害時における対応」に対する提出意見が２番目に多くなっている。

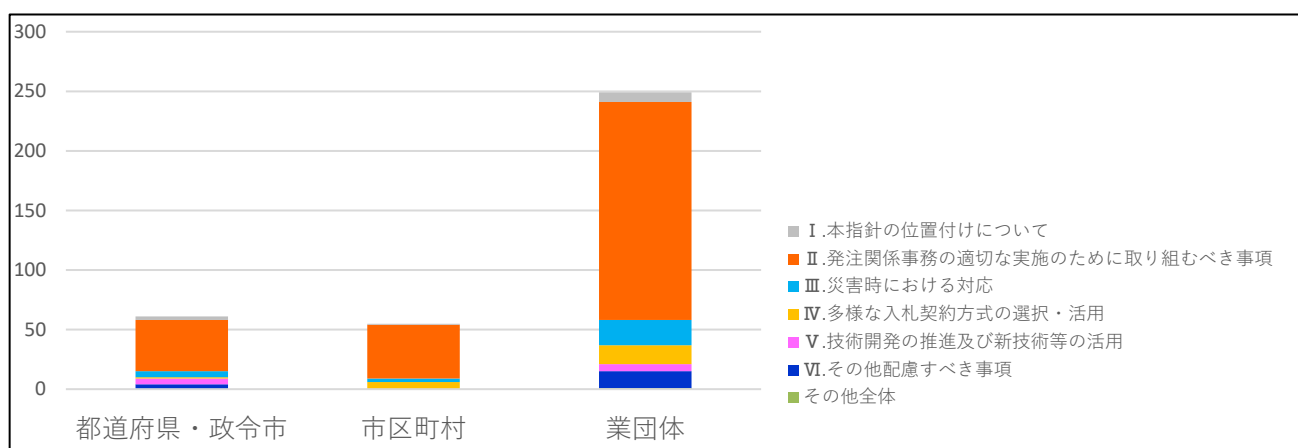


図 団体別・改正案の章別の意見の件数

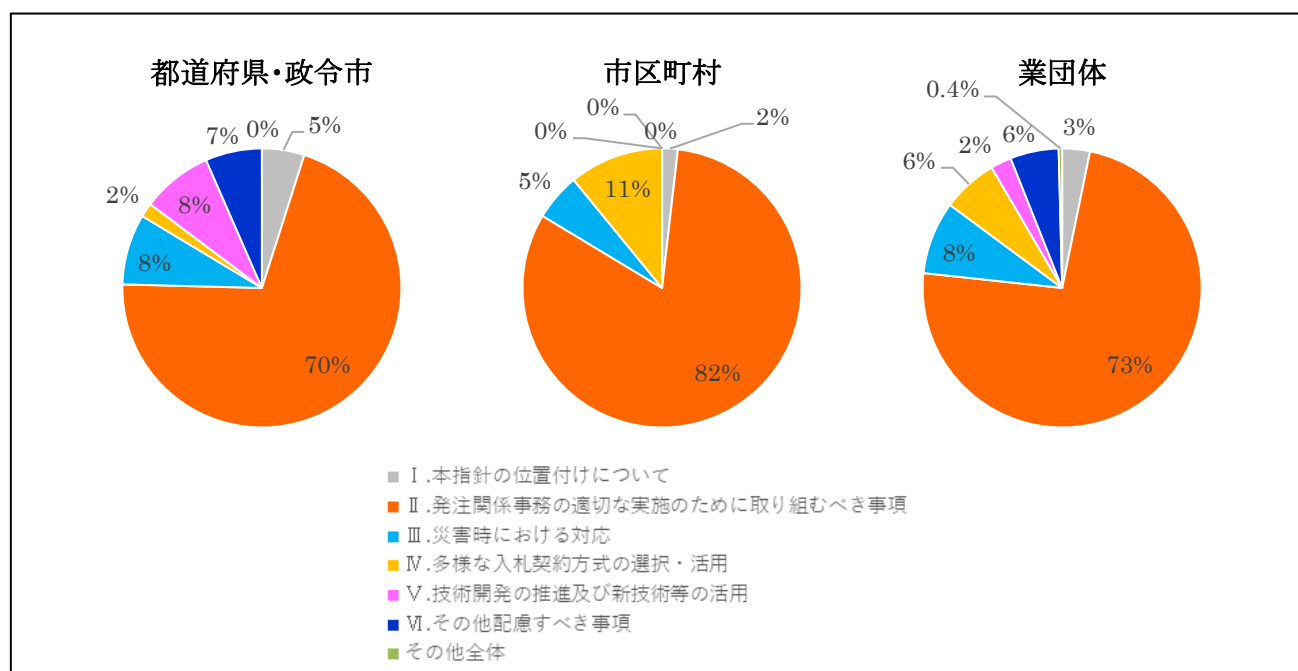


図 団体別・改正案の章別の意見の件数割合

## ②節レベルでの意見の分布状況

意見の件数が多かった、「Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」と「Ⅲ．災害時における対応」について、節レベルでの内訳をみると、以下の通り。

### 【Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項】

- ・新提出された意見は、都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、約8割が工事に関する節への意見となっている。

### 【Ⅲ．災害時における対応】

- ・提出された意見は、都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、約7割が工事に関する節への意見となっている。

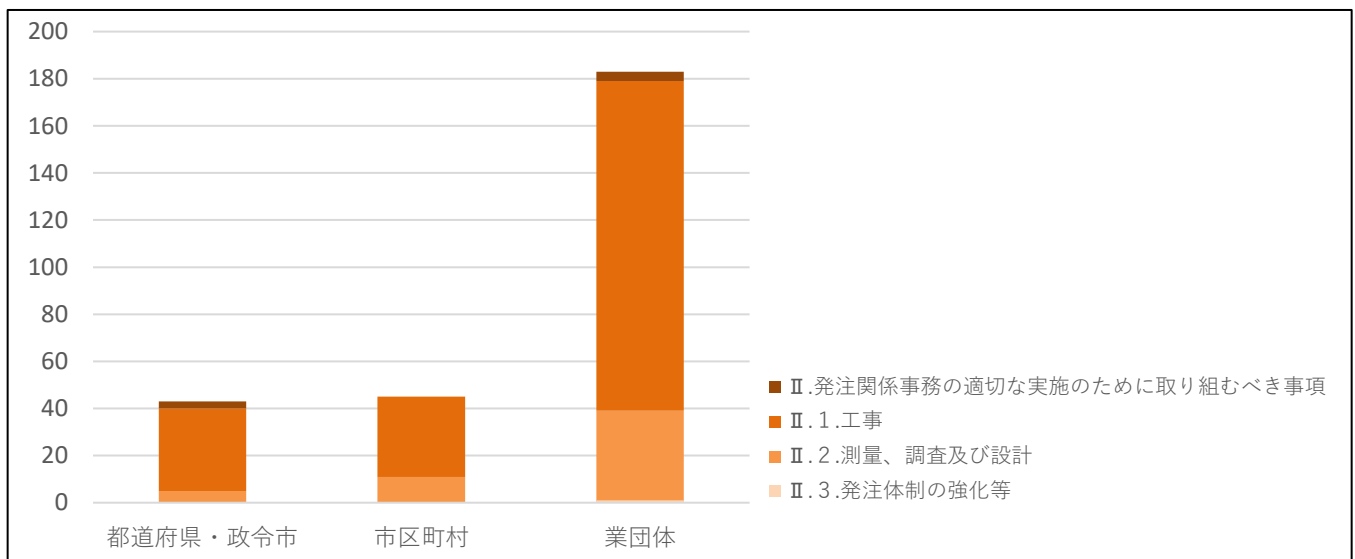


図 「Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する意見の件数

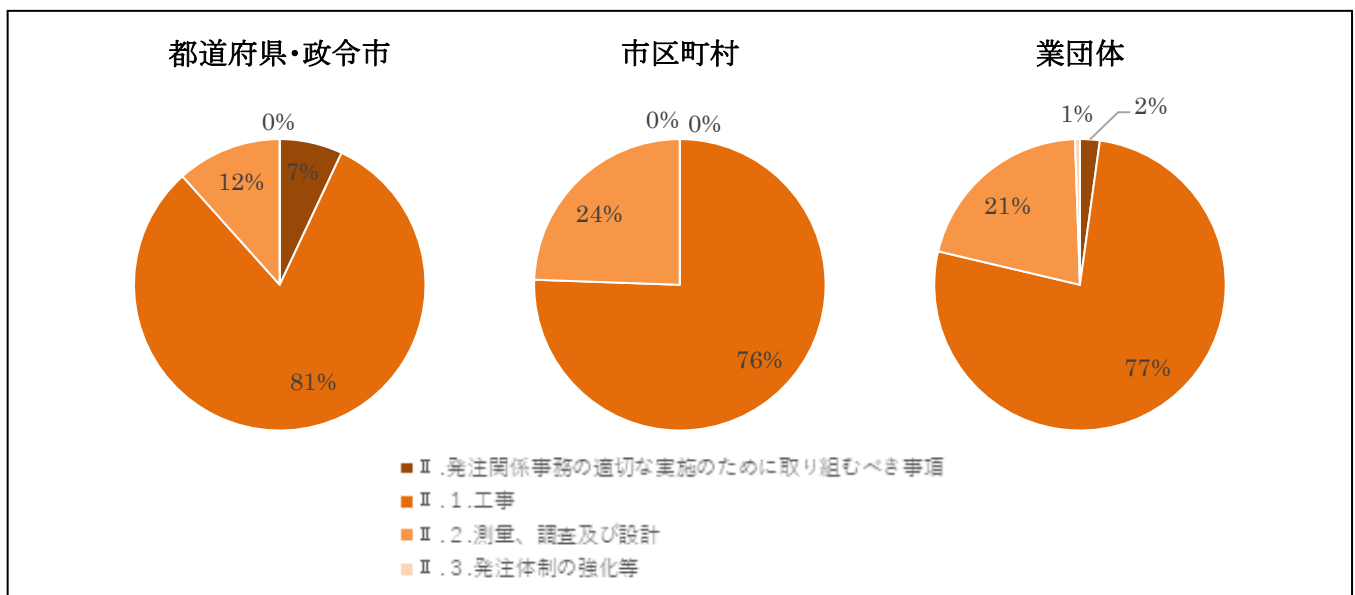


図 「Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する意見の件数割合

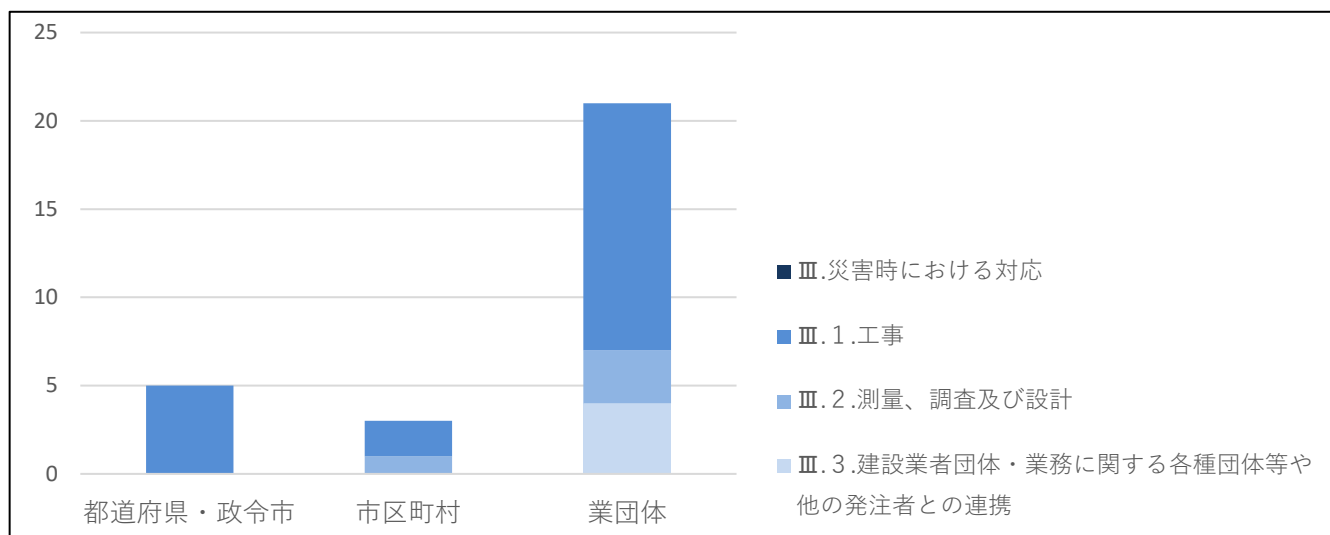


図 「Ⅲ. 災害時における対応」に対する意見の件数

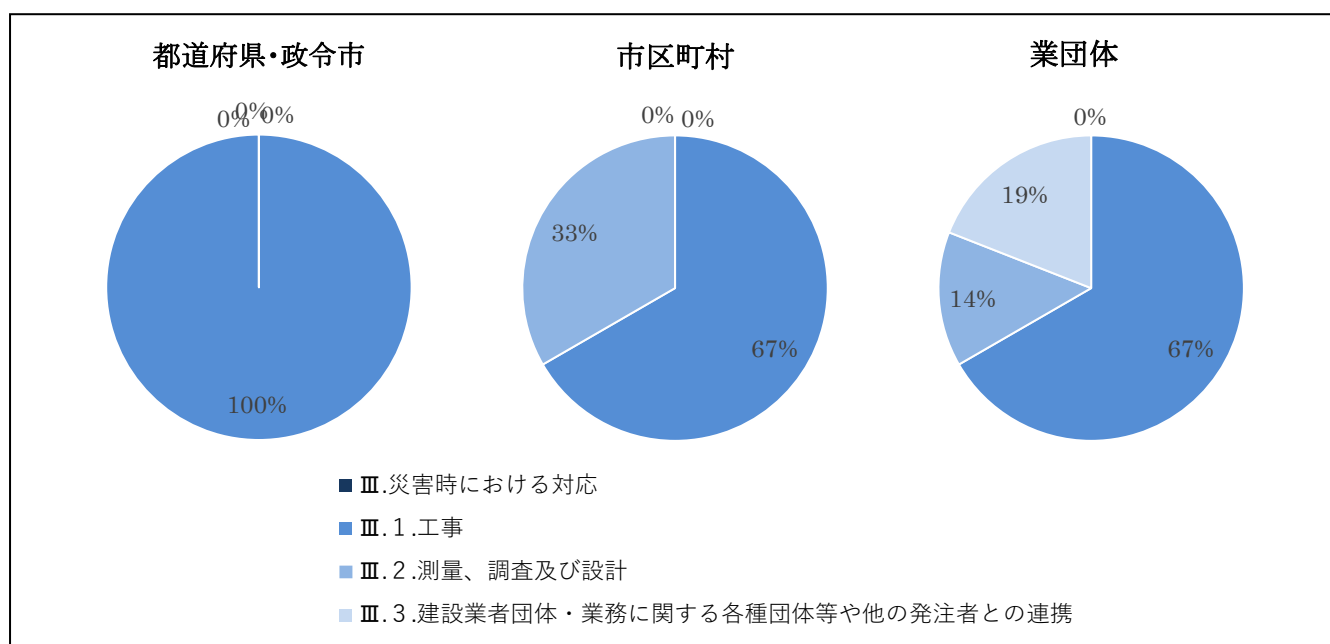


図 「Ⅲ. 災害時における対応」に対する意見の件数割合

### ③項レベルでの意見の分布状況

改正案の項レベルでの意見の分布状況をみると、下表の通り。

- ・都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、「工事発注準備段階」への意見が多くなっている。業務を見ると、入札契約段階への意見が最も多くなっている。
- ・2番目は、工事、業務ともに入札契約段階への意見が多くなっている。
- ・各団体ともに、発注準備から入札契約段階に関する関心が高いことがうかがえる。
- ・また、建設業団体等は、都道府県・政令市、市区町村と比べて工事施工段階への意見が多く提出されており、受注者側として施工段階における関心が高いことがうかがえる。

表 改正案に対する節別での意見の提出状況

|                                                   | 都道府県<br>・政令市 | 市区町村 | 業団体 |
|---------------------------------------------------|--------------|------|-----|
| I.本指針の位置付け                                        |              |      |     |
| II.発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項                       |              |      |     |
| II.1.工事                                           |              |      |     |
| II.1-1 工事発注準備段階                                   |              |      |     |
| II.1-2 工事入札契約段階                                   |              |      |     |
| II.1-3 工事施工段階                                     |              |      |     |
| II.1-4 工事完成後                                      |              |      |     |
| II.1-5 その他                                        |              |      |     |
| II.2.測量、調査及び設計                                    |              |      |     |
| II.2-1 業務発注準備段階                                   |              |      |     |
| II.2-2 業務入札契約段階                                   |              |      |     |
| II.2-3 業務履行段階                                     |              |      |     |
| II.2-4 業務完了後                                      |              |      |     |
| II.2-5 その他                                        |              |      |     |
| II.3.発注体制の強化等                                     |              |      |     |
| II.3-1 発注体制の整備等                                   |              |      |     |
| II.3-2 発注者間の連携強化                                  |              |      |     |
| III.災害時における対応                                     |              |      |     |
| III.1.工事                                          |              |      |     |
| III.1-1 災害時における入札契約方式の選定                          |              |      |     |
| III.1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置                   |              |      |     |
| III.2.測量、調査及び設計                                   |              |      |     |
| III.2-1 災害時における入札契約方式の選定                          |              |      |     |
| III.2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置                   |              |      |     |
| III.3.建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携                |              |      |     |
| IV.多様な入札契約方式の選択・活用                                |              |      |     |
| IV.1.工事                                           |              |      |     |
| IV.1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点                      |              |      |     |
| IV.1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例 |              |      |     |
| IV.2.測量、調査及び設計                                    |              |      |     |
| IV.2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点                      |              |      |     |
| IV.2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した入札契約方式の活用の例 |              |      |     |
| V.技術開発の推進及び新技術等の活用                                |              |      |     |
| VI.その他配慮すべき事項                                     |              |      |     |
| VI.1.受注者等の責務                                      |              |      |     |
| VI.2.担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組                        |              |      |     |
| VI.3.その他                                          |              |      |     |
| その他全体                                             |              |      |     |

凡例：  意見数（最小0件、最大150件）